

# 地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する制度(「地方の元気再生事業」)を創設する。

## 【事業概要】

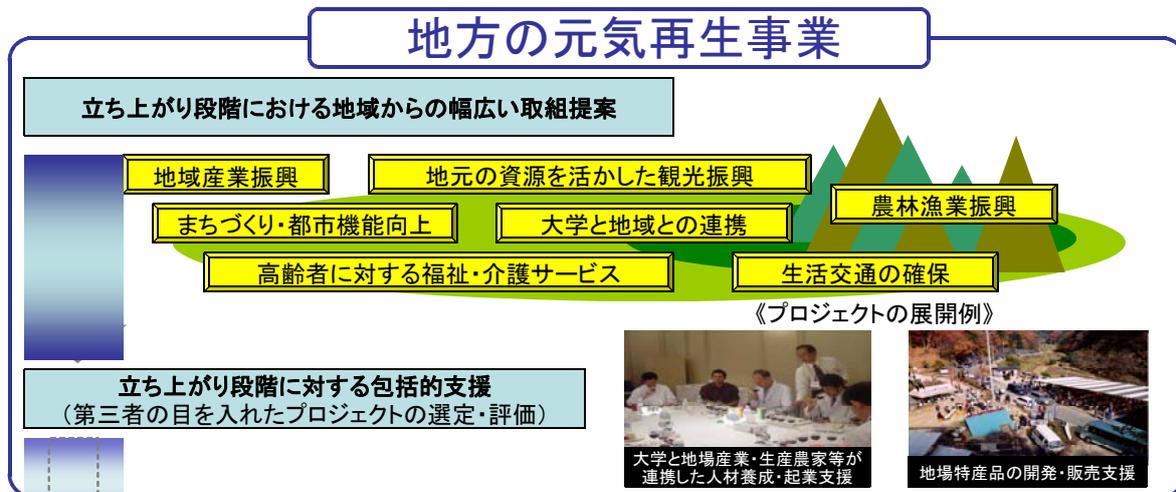
- 国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等幅広い取組(地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など)に関する提案を公募。
- 民間有識者・公共団体代表等からなる第三者の目を入れて、支援対象プロジェクトを選定。
- 選定されたプロジェクトの立ち上がり段階における取組(地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動)に対し、国からの委託による調査を1～2年間実施。地域づくりの専門家派遣や社会実験などを中心に、その他シンポジウム、説明会等ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援。
- 立ち上がり支援開始時にプロジェクトを公平中立に選定するとともに、立ち上がり支援終了時に施策の実施効果を検証するため、プロジェクトの選定・評価を第三者の目を入れ実施。

## 【予算規模】

平成20年度:25億円(皆増)

## 【実施期間】

平成20年度から3ヶ年度を予定



※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。